

介護給付費適正化における軽度者の福祉用具貸与費の算定について

軽度者の福祉用具貸与については、各通知のとおりその状態像から使用が想定しにくい種目は保険給付の対象外となっていますが、種目ごとに必要性が認められる一定の状態にある人については、要介護認定の認定調査票（基本調査）の直近の結果を活用し、保険給付の対象として福祉用具貸与が可能とされています。

留意事項

- ・この申請は、サービス利用前に提出するもので、暫定プランでの提出も可能です。算定を認める場合でも、提出日前に遡って算定を認めることはできません。
ただし、**がん等の方（末期の状態であって、心身の状況が急激に変化するもの）で迅速な対応が必要な方のみ遡及を認めます。（※1）**
- ・前年度等に申請され、現在の確認期間内の算定を認めている事例についても、確認期間終了時、**介護支援専門員交代時（※2）**、軽度者の福祉用具貸与に係る貸与品目の追加、変更をする場合等には改めて書類の提出が必要となります。
- ・必要な対応がとられていないまま給付費の算定がされていることが判明した場合、給付費の返還を求めることがあります。
- ・生活保護の介護扶助を利用されている方（65歳未満の方）についても、介護保険の算定と同等の判断を行いますので、該当する場合は申請を行ってください。

遡及について（※1）

下記の①②の日付を比較し、後の日付から保険給付を認めるものとします。

①利用開始日（確認申請書に記載）

②確認申請書の受付日の前日から起算し、30日に遡った日

	利用開始日	給付開始日	申請書受付日
(例1)	6/3	6/3	6/25
(例2)	5/20	5/26 (受付日前日から30日前)	6/25
(例3)	6/3	6/10 (受付日前日から30日前)	7/10

介護支援専門員交代時（※2）

利用者の状態変化を伴わない場合は、再申請は必要ありません。

例えば、利用者の希望により居宅介護支援事業所を変更した場合、事業所内の介護支援専門員の異動により担当が交代した場合などが該当します。

ただし、区分変更申請等により、状態変化が見られた場合（介護度に変更があった場合）は、改めて申請が必要です。例えば、要支援1、2から要介護1、要介護1から要支援1、2となった場合などは、状態の変化があると考えますので再度申請を行ってください。